

アパートやマンション等で小規模貯水槽水道（受水槽有効容量10^m以下の水槽）を設置している皆さんへ

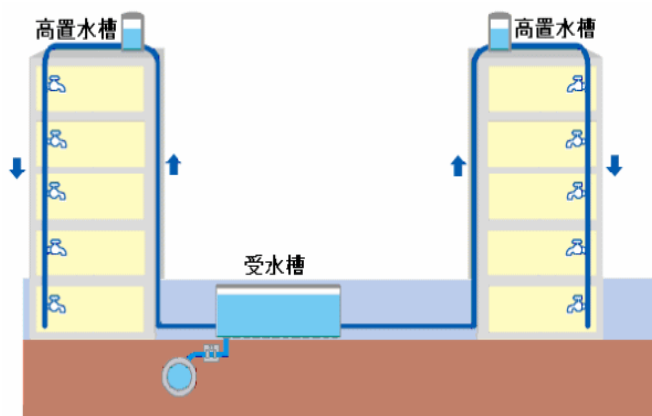
貯水槽の清掃・衛生管理について

貯水槽水道とは？

貯水槽水道とは、上水道（簡易水道を含む）から供給を受ける水のみを水源とし、アパートやマンションなどに設置される水槽に水道水をいったん溜めて給水する建物内水道の総称をいいます。貯水槽水道には、受水槽の有効容量が10^mを超える『簡易専用水道』と受水槽の有効容量が10^m以下の『小規模貯水槽水道』があります。

受水槽や高架水槽は、大切な飲み水を貯めておく水道施設ですが、供給する飲料水の安全を確保するため、水道法及び御前崎市給水条例により貯水槽の管理方法が定められており、設置者・管理者は管理を十分に行い、安全な水を守る責務があります。

有効容量が10^m以下の小規模貯水槽水道を設けて供給する貯水槽設置者は、下記の基準に基づき管理し、検査を行うよう努めなければなりません。なお、有効容量10^mを超える貯水槽（簡易専用水道）は水道法やビル管理法で1年以内ごとに1回の清掃・検査が義務付けられています。



（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

御前崎市水道事業給水条例施行規程（第31条）

貯水槽水道の設置者は、適切な管理及び検査を行いましょ。

《水槽の清掃》

水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行いましょ。

《設備の点検》

水槽がひび割れていないか、フタに鍵がかかっているかなど点検を行い、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を行いましょ。

《水質の管理と検査》

給水栓における水の濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質検査を行いましょ。

《関係者への周知》

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を使用者及び関係者に知らせてください。

（一般家庭に貯水槽を設置されている方も同様の取り扱いとなります。）

届け出をしてください

貯水槽を設置した時、変更又は廃止する時は、水道課へ届け出をしましょ。

自分で出来る水質チェック

貯水槽水道を使用されている方は、無色透明なガラスコップに蛇口から水を取り、確認してみてください。色がついている、濁っている、臭いにおいがする場合は、水槽が汚れているか水道管がサビている可能性がありますので、設置者又は管理者に相談しましょ。